

平成26年改正会社法の要点（コーポレート・ガバナンス編）

平成26年6月20日、改正会社法（会社法の一部を改正する法律）が成立し、同月27日に公布されました。今回の改正では、企業の度重なる不祥事などを受け、社外取締役選任を強く推奨する規定や監査等委員会設置会社制度の新設などコーポレート・ガバナンスに関する規定とキャッシュアウトや会社分割などM&Aや組織再編に関する規定を中心とする重要な改正がなされました。改正法の施行日は、公布から1年6月以内の政令で指定する日とされ、本稿リリース時点では未定ですが、平成27年5月1日が有力視されています。本稿では施行に向けて、コーポレート・ガバナンスに関する重要な改正と実務への影響について解説します。

1 監査等委員会設置会社の新設（法399条の2以下）

(1) 改正の背景～委員会設置会社制度の導入と制度利用の実情

平成14年の会社法改正で、委員会設置会社制度¹は、取締役の不祥事対策や、外国人投資家に分かりにくいとされる日本の企業統治制度を、諸外国における上場会社の機関構成の標準であるモニタリング・モデル²に近づけるため、企業が採りうる企業統治の選択肢の一つとして導入されました。しかし、現状では、委員会設置会社を選択している会社は、全上場企業中60社にも満たず³、東証上場企業で見ると、委員会設置会社を選択しているのは、わずかに2.2%にとどまります⁴。その原因としては、過半数以上が社外取締役で構成される指名委員会や報酬委員会に人事や報酬を委ねる（取締役会は委員会の決定を覆すことができません）ことへの抵抗感にあるとされています。そこで、今回の改正では、後述する社外取締役の選任を強く推奨することと併せ、監査等委員会設置会社制度を創設しました。これは、社外取締役が過半数を占める唯一の委員会である監査等委員会に、監査委員会と同様の業務執行監督機能のほか、設置されない指名委員会や報酬委員会の代わりに「ある程度の」経営評価機能を持たせる一方で、これまでの委員会設置会社と同程度の執行役への権限委任を可能とするなど、政策的に社外取締役及び委員会設置会社制度の導入促進が図られたものといえます。

¹ 委員会設置会社では、委員会として、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会が設置されるもので、今回の改正における監査等委員会設置会社制度の新設に伴い、「指名委員会等設置会社」に名称が変わりました。

² モニタリング・モデルとは、業務執行に関与しない取締役が多数を占める取締役会は、経営の基本方針の決定、業績評価及び業務執行者の選解任のみを行い、業務執行は執行役に委任することにより、取締役会に業務執行監督機能を果たさせようとする企業統治モデルです。

³ 平成26年8月1日現在。日本取締役協会

⁴ 「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2013」 東京証券取引所

(2) 権限及び運営方法など

監査等委員会設置会社を導入するには、会社の規模や公開の有無とは関係ありませんが、取締役会設置会社であり、会計監査人設置会社であることが必要です。監査等委員会の委員（監査等委員といいます）は最低3人以上で、過半数は社外取締役であることを要します。

監査等委員会は、指名委員会等設置会社の監査委員会と同様に、監査役会と異なり、構成員が取締役会の構成員であることなどから、業務執行監査に関する権限は、違法性監査のみならず妥当性監査まで及ぶと解されています。

指名委員会等設置会社で指名委員会、報酬委員会が担っている経営評価権限については、監査等委員会が一定の代替的権限を有しています。すなわち、監査等委員以外の取締役の選解任や報酬についての意見決定を求められ（法 399 の 2Ⅲ③）、株主総会における意見陳述権が認められており（法 342 の 2 IV, 361 VI）、そのための監査等委員会に対する取締役などの説明義務（法 399 の 9Ⅲ）も規定されています。ただし、指名委員会などと異なり、取締役選解任や報酬などについて決定権を有しないため、監査等委員会における説明や審議が指名委員会などと同程度になされるとは限らず、その機能については限定的になる可能性があります。

運営については、内部統制システムを使用して監査する仕組みですから、常勤の監査等委員を置くことは要求されませんが、大会社でなくとも内部統制システム整備に関する決定を行うことなどが要求されており（法 399 の 13 I ①ロ及びハ）、招集などの手続も指名委員会等設置会社と同様です。また、監査等委員には、任期や選解任及び報酬について、監査役類似の独立性担保のための制度がとられており、指名委員会等設置会社と監査役会設置会社との中間的な制度であると評されています。

そして、監査等委員会設置会社制度を政策的に導入促進するため、監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役の場合または定款の定めのある場合は、指名委員会等設置会社と同程度に取締役会から執行役への権限委譲ができ機動的な業務執行が可能となっており（法 399 の 13V, VI）、利益相反取引についての取締役の責任に関する特例（法 422IV）が規定されています。

(3) 実務上の対応

以上のとおり、監査等委員会設置会社は、指名委員会等設置会社と監査役設置会社の中間的制度として新たに創設されたものですが、組織に関する規制が柔軟なことに特徴があります。したがって、一方で、取締役の過半数を社外取締役に構成し、重要な業務執行の決定を執行取締役委任したモニタリング・モデルとしても、他方で、取締役会が重要な

業務執行の大部分を行う、監査役会をそのまま監査等委員会に置き換えたような組織構成をとることのいずれも可能な幅の広い制度です。

また、常勤の監査等委員が不要で、社外役員の最低数も実質的に3名から2名に減少することから、これまで以上にガバナンスが弱いと判断されるような場合でも、指名委員会等設置会社と同程度に重要な業務執行事項について広範に取締役へ権限委譲することが可能ですので、権限委譲の範囲に見合ったガバナンスが確保されていると評価し得るかにについては、より個別具体的な判断を要するといえるでしょう。

導入する企業としては、適切な機関構成を検討したうえ、監査役と異なり、経営の妥当性監査や一定の経営評価まで行う委員会の構成員として適切な人材を探す必要があります。

2 社外取締役及び社外監査役の社外要件の見直し

(1) 要件の厳格化～親会社・兄弟会社関係者及び近親者の非該当性

社外取締役と社外監査役の社外性の要件として、親会社・兄弟会社関係者や取締役等の近親者について、会社から独立した立場で職務を行うことが期待できないとして、以下のとおり、社外役員とは認められなくなりました。

社外取締役については、旧法で社外取締役として認められるための要件であった、現に当該株式会社又は子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人（業務執行取締役等といいます）でないことに加え、

- ①現に親会社等（自然人に限る）又は親会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと
- ②現に兄弟会社の業務執行取締役等でないこと
- ③現に当該株式会社の取締役若しくは**執行役若しくは支配人その他の重要な使用人**又は親会社等（自然人に限る）の配偶者又は2親等以内の親族でないことが社外要件として加重されました（法2条15）。

社外監査役についても、旧法での社外要件である、現に当該株式会社又はその子会社の取締役又は**会計参与**若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないことに加え、

- ①現に親会社等（自然人に限る）又は親会社等の取締役、**監査役**若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと、
- ②現に兄弟会社の業務執行取締役等でないこと
- ③現に当該株式会社の取締役又は親会社等（自然人に限る）の配偶者又は2親等内の親族でないことが社外要件として加重されました（法2条16）

このうち、親会社等の社外監査役については、法制審議会では、子会社の社外監査役を兼ねることができてよいのではないかとの強い意見もありましたが、兼任は認められないことになりました。

親会社等とは、親会社又は株式会社の経営を支配している者（法人をのぞく）として、法務省令で定めるものをいい、このうち自然人に限る者とはたとえば過半数以上株式を保有するオーナー株主などがこれにあたります。

なお、以上の条文について、「又は」と「若しくは」が多用され、読みにくく思えますが、法律用語では、「又は」は大きな意味の選択的連結に、「若しくは」は小さな意味の選択的連結に使用されますので、それを意識すると読み易くなると思います。

(2) 要件の緩和～過去勤務要件の緩和

旧法においては、社外要件は、現任のみならず、過去にその職にあったものについても該当しないものとされましたが、厳格化に伴い適任者を確保することが難しくなり、他方で、一定期間、会社との関係がなくなれば、独立した地位から職務を行うことが可能であるとして、大要、社外取締役については過去 10 年間に当該会社又は子会社の業務執行取締役等でないこと（この期間に非執行取締役、監査役、会計参与になった場合はその就任前 10 年間）、社外監査役については、過去 10 年間に当該会社又は子会社の取締役、執行役、会計参与、支配人その他の使用人でないこと（この期間に監査役になったことがある場合はその就任前 10 年）として、要件が緩和されました。

(3) 実務上の対応

社外要件の厳格化に伴い、新たに社外取締役や社外監査役を探す必要がありますが、過去勤務要件が緩和されたとはいえ、親会社の関係者が子会社の社外監査役となっている例は多く、適任者を探すことは容易ではありませんので、この規定については、経過措置が規定されています。具体的には、改正法の施行日以降に、任期中の社外取締役、社外監査役であって社外要件を欠くことになる者については、施行後最初に到来する事業年度の定時株主総会までは、社外性を失わないこととされています（附則 4）。したがって、仮に施行日が平成 27 年 5 月 1 日だとすると、3 月決算の株式会社では、平成 28 年 6 月総会までは従前のままとなりますので、それまでの期間に対応する必要があります。

3 社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務

(1) 説明義務の内容と背景等

今回の改正により、監査役設置会社（公開会社且つ大会社であるものに限る）で金融商

品取引法上、有価証券報告書提出義務のある株式会社が、事業年度の末日に社外取締役を置いていない場合、取締役は、定時株主総会において社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならなくなりました。(法 327 条の 2)。

社外取締役は、取締役会における重要事項の決定や代表取締役の選解任等の議案についての議決権行使を通じて、会社とのしがらみを離れた立場から取締役の職務執行を監督することが期待され、このような社外取締役を中心として取締役会が構成されるモニタリング・モデルとの隔たりを少しでも解消するため、せめて 1 名は社外取締役を選任すべきとして、法制審議会においては、社外取締役の導入義務付けも検討されました。

しかし、義務づけの導入がガバナンス強化に結びつく実証がないことや、会社の自治的判断による最適なガバナンスを阻害する等を理由とする経済界等の反対により、社外取締役選任の義務付けまでには至らず、社外取締役を置くことが相当でない理由の説明義務が課されるにとどまりました。

但し、平成 26 年 1 月 31 日衆議院予算委員会における「社外取締役の選任が事実上義務化されたとの評価が十分に可能である」との法務大臣答弁にもあるとおり、事実上義務化されたという評価もあり、附則で施行 2 年後に義務化について再度検討されることが規定されています(附則 25 条)。

(2) 「相当でない理由」とは

「社外取締役を置くことが相当でない理由」とは、当初、適格な人材確保に至らなかったことなども相当な理由になると想定されていました。しかし、衆議院法務委員会における「社外取締役を置くことがかえってその会社にマイナスの影響を及ぼすおそれがある」というような事情を説明しなければならない」とする法務省民事局長答弁もなされているとおり、一般的に社外取締役を置くことが有用であることを前提に、当該企業において積極的に相当でない特別な理由を意味すると解されています。

(3) 実務上の対応

この説明義務については、株主総会の議案とは関係のない事項であり、説明された理由の合理性が、株主の将来の投資判断などに影響を与える可能性があるとしても直接に何らかの法的効力を生じさせるものではないと解する見解が有力です。

しかし、衆議院法務委員会における法務省民事局長答弁では、取締役が、定時株主総会で、理由を説明しないあるいは虚偽の説明をする場合、取締役が善管注意義務違反を問われる場合があるとの説明がなされています。

また、今後予定されている、法務省令での事業報告と株主総会参考書類への相当でない

理由の記載の義務づけに反して不記載や虚偽記載があった場合には、100万円以下の過料が科されるだけでなく、株主総会の招集手続の法令違反があるものとして、株主総会における取締役の選任決議の瑕疵が問題とされ、決議取消事由と判断される場合もあり得ますので、十分な注意と対応が必要となります。

さらに、この説明義務については、社外役員の社外要件厳格化と異なり、附則に経過措置の規定がありません。改正会社法の施行が平成27年5月1日とすると、平成27年の6月における定時株主総会から説明義務を負うこととなります。対象となる株式会社で未だ社外取締役を選任していない会社は、十分な注意が必要となります。

4 まとめ

今回の改正では、以上の他にも、会計監査人選任権限の取締役会から監査役会への変更（法344条）、特定責任追及訴訟制度の創設（法847条の3）、グループ会社における内部統制システム整備に関する規定の格上げ（法348条Ⅲ④、362条Ⅳ⑥、416条Ⅰ①ホ）等コーポレート・ガバナンスに関する改正がなされています。会社の現状により、準備しなければならない事項は異なりますので、予定されている来春の施行に備え、十分な検討が必要です。次回は、M&Aや事業再編に関する改正について解説する予定です。

（執筆者 弁護士 高田千早，弁護士 土淵和貴）